

令和 3 年 11 月 15 日 制定

〔ローン契約規定〕

株式会社かんそうしん（以下「保証会社」という）の保証により、株式会社東日本銀行（以下「銀行」という。）と借主の間で行うローン取引（以下「本取引」という。）に関する、銀行との金銭消費貸借契約（以下「本契約」という。）の規定（以下「本規定」という。）について以下のとおり定めます。

第 1 条（本契約の申込みおよび成立）

1. 借主は、銀行および保証会社のホームページの申込画面に所定の事項を入力し銀行に送信する方法により、本契約を申込みします。なお、借主は、本契約の申込みおよび成立にあたり、銀行が指定する必要書類を提出又は提示するものとします。
2. 本契約は、銀行が借主から前項の申込みを受け、銀行および保証会社による所定の審査を経て銀行が申込みを応諾する旨を借主に通知し、借主が銀行所定の期間内に取引時確認手続きその他所定の手続きを行い、銀行が一括融資することにより、後記借主名義の返済用口座に融資金を入金した日を契約日として成立するものとします。

第 2 条（返済用口座）

1. 借主は、本取引にあたり、借主が本契約に基づき銀行に対して負担する一切の債務の返済、または返済金の精算等のために使用する借主名義の普通預金口座（以下「返済用口座」という）を取引店に開設するか、または 開設済みの口座を利用するものとします。
2. 返済用口座の開設は、銀行所定の方法によるものとします。

第 3 条（返済方法・利息の計算）

1. 利息は各返済日に後払いするものとし、毎回の元利金返済額は均等とします（元利金均等方式）。
- ①毎月返済の利息は、毎月返済の部分の元金残高×年利率×（1/12）で計算します。
- ②半年ごとの増額返済の利息は、半年ごとの増額返済部分の元金残高×年利率×（6/12）で計算します。
- ③借入日から第 1 回返済日までは 1 年を 365 日とし、日割で計算します。
- ④最終回返済額は、利息計算の端数処理のため、毎回の返済額とは異なる場合があります。
2. 半年ごと増額返済日には、増額返済額を毎月の返済額に加えて返済するものとします。

第 4 条（損害金）

この契約による債務を履行しなかった場合には、支払うべき金額に対し年 14.0%の割合

による損害金を支払うものとします。この場合の計算方法は年 365 日の日割計算とします。

第 5 条（返済予定表等）

銀行は、本取引の借入額・返済日・毎月の返済額・半年ごとの増額返済併用の場合の返済額等の返済予定について、書面により銀行所定の時期に銀行に届け出た借主の住所あてに発送します。

第 6 条（借入金等の自動支払）

1. 借主は、元利均等方式による元利金の返済のため、各返済日（返済日が休日の場合には、その日の翌営業日。以下同じ。）までに、毎回の元利金返済額（半年ごとの増額返済併用の場合には、増額返済日に増額返済額を毎月の返済額に加えた額。以下同じ。）、相当額を返済用口座に預け入れておくものとします。（以下これらを「返済額」という）
2. 銀行は、各返済日に普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず、返済用口座から払い戻しのうえ、毎回の元利金の返済にあてます。ただし、返済用口座の残高が毎回の返済額に満たない場合には、銀行は、その一部の返済にあてる取扱いはせず、返済が遅延することになります。
3. 毎回の返済額相当額の預け入れが各返済日より遅れた場合には、銀行は、返済額と損害金の合計額をもって前項と同様の取扱いができるものとします。

第 7 条（繰り上げ返済）

1. 借主が、この契約による債務を期限前に繰り上げて返済できる日は、毎月の返済日とし、繰り上げ返済日の 7 日前までに銀行へ通知し、銀行の承認を受けるものとします。
2. 繰り上げ返済により元利均等方式による半年ごと増額返済部分の未払利息がある場合には、繰り上げ返済日に支払うものとします。
3. 借主が繰り上げ返済をする場合には、銀行所定の手数料を支払うものとします。
4. 一部繰り上げ返済をする場合には、前 3 項によるほか、下表のとおり取り扱うものとします。

	元利均等方式	
	毎月返済のみ	半年ごと増額返済併用
繰り上げ返済 できる金額	繰り上げ返済日に続く月単位の返済元金の合計額	下表の①と②の合計額 ①繰り上げ返済日に続く6カ月単位 に取りまとめた毎月の返済元金 ②その期間中の半年ごと増額返済元 金
返済期日の繰 り上げ	返済元金に応じて、以降の各返済日を繰り上げます。 この場合にも、繰り上げ返済後に適用する利率は、繰上返済前と変わらないものとします。	

第8条（利率の変更）

1. 借入利率は、銀行所定の変動金利型住宅ローン金利（以下「基準金利」という。）の変更に伴って引上げまたは引下げられるものとします。

但し、金融情勢の変化、その他相当の事由により基準金利が廃止された場合には、銀行は基準金利に代え、一般に相当と認められる金利を基準金利とすることができます。この変更の内容はあらかじめ銀行のホームページ、店頭又は現金自動預け払い機設置場所に掲示するものとします。

2. 借入利率の引上げ幅または引下げ幅の算出は、毎年4月1日および10月1日（以下「基準日」という。）に行うものとし、前回基準日における基準金利（但し、借入後最初に到来する基準日においては、当初借入日現在の基準金利）と現基準日における基準金利の差をもって借入利率を引上げまたは引下げるものとします。
3. 前項により借入利率を変更する場合、変更後の借入利率の適用開始日は、次の通りとします。
 - ①基準日が4月1日の場合には、基準日の属する年の6月の約定返済日の翌日とし、7月の約定返済日から、新利率適用による返済が始まるものとします。
 - ②基準日が10月1日の場合には、基準日の属する年の12月の約定返済日の翌日とし、翌年の1月の約定返済日から、新利率適用による返済が始まるものとします。
 - ③増額返済部分については、上記の①、②の適用日をもって新・旧利率により分かち計算するものとします。
4. 本条により借入利率が変更された場合、銀行は、原則として変更後第1回の約定返済日前に変更後の利率、返済額に占める元金および利息額の割合等を文書により通知するものとします。

第9条（退学等通知義務）

教育資金を用途とするローンにおいて、就学子女が退学した（学籍を失った）場合には、

借主は文書をもってその旨届出るものとします。なお、既に貸出した金員について据置期間がある場合には、直ちに返済を開始するものとします。

第10条（期限前の全額返済義務）

1. 借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借主は、この契約による債務全額について当然に期限の利益を失い、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。
 - ①借主が返済を遅延し、銀行から書面により督促しても、督促期限日までに遅延する返済額（損害金を含む。）を返済しなかったとき。
 - ②借主が住所変更の届出を怠るなど借主が責任を負わなければならない事由によって所在が不明となったことを銀行が知ったとき。
2. 借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、銀行から借主への請求によって、この契約による債務全額について期限の利益を失い、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。
 - ①銀行取引上の他の債務について期限の利益を失ったとき。
 - ②第15条の規定に違反したとき。
 - ③支払を停止したとき。
 - ④手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。
 - ⑤借主が振り出した手形・小切手の不渡りがあり、かつ、借主が発生記録した電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき（不渡りおよび支払不能が6ヵ月以内に生じる場合に限る。）。
 - ⑥破産手続開始もしくは民事再生手続開始、その他これらに類似する法的整理の申立てがあったとき。
 - ⑦借主または保証人の預金その他の銀行に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。
 - ⑧保証人が前項2号または本項前各号のいずれかに該当したとき。
 - ⑨前各号のほか、借主の信用状態に著しい変化が生じるなど元利金（損害金を含む。）の返済ができなくなる相当の事由が生じたとき。
3. 前2項の場合において、借主が住所変更の届出を怠る、あるいは借主が銀行からの請求を受領しないなど、借主が責任を負わなければならない事由により請求が延着または到達しなかった場合は、通常到達すべき時に到達したものとみなし、期限の利益が失われたものとします。

第11条（反社会的勢力の排除）

1. 借主または保証人は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロま

たは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

- ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - ④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - ⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 借主または保証人は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約いたします。
- ①暴力的な要求行為。
 - ②法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
 - ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて銀行または保証会社の信用を毀損し、もしくは業務を妨害する行為。
 - ⑤その他前各号に準ずる行為。
3. 借主または保証人が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、借主は銀行からの請求によって、この契約による債務全額について期限の利益を失い、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。
4. 前項の場合において、借主が住所変更の届出を怠る、あるいは借主が銀行からの請求を受領しないなど、借主が責任を負わなければならない事由により請求が延着しまたは到達しなかった場合は、通常到達すべき時に到達したものとみなし、期限の利益が失われたものとします。
5. 第3項の規定の適用により、借主または保証人に損害が生じた場合にも、銀行になんらの請求をしないものとします。また銀行に損害が生じたときは、借主または保証人がその責任を負うものとします。

第12条（銀行からの相殺）

1. 銀行は、この契約による債務のうち各返済日が到来したもの、及び第10条各項または第11条第3項によって返済しなければならないこの契約による債務全額と、借主の銀行に対する預金その他の債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず相殺するこ

とができます。

この場合、書面により通知するものとします。

2. 前項によって相殺をする場合には、債権債務に利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金その他の債権の利率については、預金規定等の定めによります。ただし、期限未到来の預金等の利息は、期限前解約利率によらず約定利率により1年を365日とし、日割りで計算します。

第13条（借主からの相殺）

1. 借主は、この契約による債務と期限の到来している借主の銀行に対する預金その他の債権とを、この契約による債務の期限が未到来であっても、相殺することができます。
2. 前項によって相殺をする場合には、相殺計算を実行する日は毎月の返済日とし、相殺できる金額、相殺に伴う手数料および相殺計算実行後の各返済日の繰り上げ等については第7条に準じるものとします。この場合、相殺計算を実行する日の7日前までに銀行へ書面により相殺の通知をするものとし、預金その他の債権の証書、通帳は届出印を押印して直ちに銀行に提出するものとします。
3. 第1項によって相殺をする場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金等の利率については、預金規定等の定めによります。

第14条（債務の返済等にあてる順序）

1. 銀行から相殺をする場合に、この契約による債務のほかに銀行取引上の他の債務があるときは、銀行は、債権保全上等の事由により、どの債務との相殺にあてるかを指定することができ、借主は、その指定に対して異議を述べないものとします。
2. 借主から返済または相殺をする場合に、この契約による債務のほかに銀行取引上の他の債務があるときは、借主は、どの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。なお、借主がどの債務の返済または相殺にあてるかを指定しなかったときは、銀行が指定することができ、借主は、その指定に対して異議を述べないものとします。
3. 借主に債務のうち一つでも返済の遅延が生じている場合などにおいて、前項の借主の指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、銀行は、遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮してどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。
4. 第2項のなお書または第3項によって銀行が指定する借主の債務については、その期限が到来したものとします。

第15条（代り証書等の差し入れ）

事変、災害等やむをえない事情によって証書その他の書類が紛失、滅失または損傷した場合には、借主は、銀行の請求によって代り証書等を差し入れるものとします。

第16条（取引印）

本契約に使用する取引印は、返済用口座と同一の印を使用するものとし、返済用口座の印鑑届の印影を本契約の届出の印影とします。

第17条（印鑑照合）

銀行が、この取引にかかる諸届その他の書類に使用された印影をこの契約書に押印の印影または返済用口座の届出印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取り扱ったときは、それらの書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、銀行は責任を負わないものとします。

第18条（費用の負担）

借主または保証人に対する権利の行使または保全に関する費用は、借主が負担するものとします。

第19条（費用の自動支払）

第18条により借主が銀行に支払う費用のほか、銀行を通じて、銀行以外の者に支払う費用については、第6条第2項と同様に、銀行は、返済用口座から払戻しのうえ、その支払にあてることができる。

第20条（提出書類等）

本取引に関連して借主が銀行ホームページの申込画面または専用ホームページにおいて入力したデータ、銀行に提出した申込書その他一切の書類等は、本契約が借主との間で成立しなかった場合または本契約が終了した場合であっても返還されず、銀行がこれらを破棄しても、借主は何ら異議を述べません。

第21条（届出事項）

1. 借主および保証人は、氏名、住所、印鑑、電話番号その他銀行に届出た事項に変更があった場合は、直ちに書面等により銀行に届出るものとします。
2. 借主または保証人が、住所変更の届出を怠る、あるいは銀行からの通知または送付書類等を受領しないなど、借主または保証人が責任を負わなければならない事由により、銀行が借主または保証人から最後に届出のあった氏名、住所に宛てた通知または送付書類等が延着しまたは到達しなかった場合は、通常到達すべき時に到達したものとします。

第22条（成年後見人等の届出）

1. 借主または借主の補助人、保佐人、後見人は、借主について家庭裁判所の審判により、

補助、保佐、後見が開始されたときもしくは任意後見監督人の選任がなされたとき、またはこれらの審判をすでに受けているときには、その旨を書面より直ちに届出るものとします。届出内容に変更または取消が生じた場合にも同様とします。

2. 前項の届出の前に生じた銀行の損害については、借主の負担とします。

3. 保証人についても、第1項および第2項の規定を適用するものとし、銀行が必要と認めた場合、借主は、保証人の追加又は変更をすることに同意するものとします。なお、届出前に行った保証については、当然に有効であることを確認します。

第23条（報告および調査）

1. 借主は、銀行が債権保全上必要と認めて請求をした場合には、借主および保証人の信用状態について直ちに報告し、また調査に必要な便益を提供するものとします。

2. 借主は、借主もしくは保証人の信用状態について重大な変化を生じたとき、または生じるおそれのあるときは、銀行に対して直ちに報告するものとします。

第24条（住民票等の取得の同意）

借主は、債権保全等の理由で銀行が必要と認めた場合、銀行が借主の住民票の写し等を取得することに同意します。

第25条（債権譲渡）

1. 借主は、銀行が将来この契約による債権を他の金融機関等に譲渡（以下本条においては信託を含む。）することおよび銀行が譲渡した債権を再び譲り受けることをあらかじめ承諾するものとします。この場合、借主に対する通知は省略するものとします。

2. 前項により債権が譲渡された場合、銀行は譲渡した債権に関し、譲受人（以下本条においては信託の受託者を含む。）の代理人になるものとします。借主は銀行に対して、従来どおり返済額を支払い、銀行はこれを譲受人に交付するものとします。

第26条（連帯保証）

1. 保証人は、借主がこの契約によって負担するいっさいの債務について、借主と連帯して保証債務を負い、その履行については、この契約に従うものとします。

2. 保証人は、借主の銀行に対する預金その他の債権をもって相殺は行わないものとします。

3. 保証人は、銀行が相当と認めて担保または他の保証を変更、解除しても、免責を主張しないものとします。

4. 保証人がこの契約による保証債務を履行した場合、代位によって銀行から取得した権利は、借主と銀行との間に、この契約による残債務または保証人が保証している他の契約による残債務がある場合には、銀行の同意がなければこれを行使しないものとしま

す。もし、銀行の請求があれば、その権利または順位を銀行に無償で譲渡するものとします。

5. 保証人が借主と銀行との取引についてほかに保証している場合には、その保証はこの保証契約により変更されないものとし、また、ほかに限度額の定めのある保証をしている場合には、その保証限度額にこの保証の額を加えるものとします。保証人が借主と銀行との取引について、将来ほかに保証した場合にも同様とします。

第27条（連帯債務に関する特約）

連帯債務の場合は、前記規定のほか、次によるものとします。

1. 銀行から借主に対する通知等は、借主のうちの一人に対してなされれば足り、全員に対してする必要はないものとします。
2. 各借主は、他の借主の銀行に対する預金その他の債権をもって、相殺はしないものとします。
3. 各借主は、他の借主が提供した担保を、銀行がその都合により変更、解除しても免責を主張しないものとします。
4. 借主のいずれか一人が、この契約による債務を履行した場合、代位によって銀行から取得した権利は、他の借主と銀行との取引継続中は、銀行の同意がなければこれを行使しないものとします。もし、銀行の請求があれば、その権利または順位を銀行に無償で譲渡するものとします。

第28条（履行の請求の効力）

1. 銀行が保証人の一人に対して履行の請求をしたときは、借主および他の保証人に対しても、その効力が生じるものとします。
2. 借主が連帯債務者である場合には、銀行が借主のいずれか一人または保証人のいずれか一人に対して履行の請求をしたときは、他の借主および保証人に対しても、その効力が生じるものとします。

第29条（主たる債務の履行状況に関する情報提供義務）

借主は、保証人（借主の委託を受けない保証人を含む。）から銀行に対して請求があったときは、銀行が保証人に対して、主たる債務の元本および主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他債務に従たるすべてのものについての不履行の有無ならびにこれらの残額およびそのうち期限が到来しているものの額に関する情報を提供することに同意します。

第30条（完済債権書類の取扱い）

本件契約にかかる書類について、返却されないことに同意します。

第31条（準拠法・合意管轄）

1. この契約およびこの契約に基づく借主および保証人と銀行の間の諸取引の契約準拠法は、日本法とします。
2. 本取引に関して訴訟の必要を生じた場合には、銀行本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに同意します。

第32条（規定の変更）

1. この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上